

18歳未満のお子さんが3人以上の世帯は、
「同意書」(うら面)へご記入ください。
該当しない場合がありますのでご了承ください

「多子世帯保育料等軽減」について

(用語の定義)

「多子世帯」とは、満18歳未満の児童(ただし、18歳到達後、最初の3月31日までの間を含む。)を現に3人以上扶養している世帯をいう。

(内容:軽減のある世帯の条件)

次の1・2のどちらにも該当する世帯

- 1 多子世帯の満18歳未満の児童のうち、3人目以降に該当する児童が保育所等に
入所している世帯
- 2 市民税所得割額が97,000円未満の世帯

(保育料徴収金額)

区 分	徴収金額
1人入所または2人以上同時入所の1人目	徴収基準額×2/3
2人以上同時入所の2人目	徴収基準額(1/2)×1/2

	例1	例2	例3
1人目	小学生	小学生	保育所
2人目	小学生	保育所	保育所
3人目	保育所 対象	保育所 対象	保育所(無料)
4人目	保育所 対象		